

ケイケンマイスター認証要綱

（目的）

第1条 本要綱は、シニアの経験や知見という「タカラ」をまちの「チカラ」とするため、継続して社会に貢献するものをケイケンマイスターとして認証することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 ケイケンマイスターとは、人生において培ってきた経験、知見、技能等を活かし、社会貢献活動（営利を目的とするものを除く。以下「活動」という。）を行っているものをいう。

（認証対象者）

第3条 認証の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）市内に居住し、募集年度の4月1日時点で満65歳以上であること
 - （2）自らの経験や知見をもとに、概ね3年以上継続して活動していること
 - （3）今後も継続して活動する意欲があること
 - （4）ケイケンマイスター推薦書の内容について公開することに同意していること
 - （5）北九州市表彰の対象となる、法令に基づき国、県、市の機関から任命若しくは委嘱された職にある者又は社会福祉の増進に寄与する団体の長若しくはこれを直接補佐する者に該当する場合に、その職としての活動でないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者は認証の対象としない。

（募集）

第4条 市長は、ケイケンマイスター候補者の募集にあたり、年度毎に特定の活動分野や内容、テーマ等について設定することができる。

（推薦の手続き）

第5条 ケイケンマイスター候補者の募集は、団体又はグループ（以下「推薦者」という。）からの推薦により行うものとする。

2 推薦者は、所定の推薦書に、候補者の活動内容及び推薦理由等を記載し、本人の同意書を添付して市長に提出するものとする。

（選考委員会の設置）

第6条 市長は、ケイケンマイスターを厳正かつ公平に選考するため、「ケイケンマイスター選考委員会」を設置する。

（認証）

第7条 市長は、第5条の規定により推薦された候補者の中から、ケイケンマイスターを認証し、認証状を交付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 市長は、ケイケンマイスターが次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき
- (3) 公序良俗に反する行為又はケイケンマイスターとしてふさわしくない行為があったとき
- (4) 第3条第2項に該当することが発覚したとき
- (5) その他、認証を継続することが適当でないと認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。